

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-242879

(P2012-242879A)

(43) 公開日 平成24年12月10日 (2012. 12. 10)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 50/26 (2012.01)	G06F 17/60 1 5 4	5 B 1 0 9
G06F 17/21 (2006.01)	G06F 17/21 5 6 4 P	

審査請求 未請求 請求項の数 13 O L (全 23 頁)

(21) 出願番号 特願2011-109097 (P2011-109097)
 (22) 出願日 平成23年5月16日 (2011. 5. 16)

(71) 出願人 399021943
 アイビーリサーチ株式会社
 新潟県柏崎市大字上田尻819番地1
 (74) 代理人 100127306
 弁理士 野中 剛
 (72) 発明者 藤澤 正人
 新潟県柏崎市大字上田尻819番地1 ア
 イビーリサーチ有限会社内
 Fターム(参考) 5B109 RB23 RB32

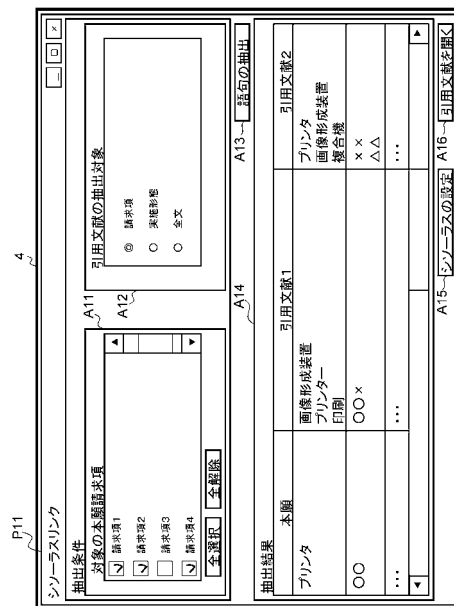
(54) 【発明の名称】 知的財産管理装置

(57) 【要約】

【課題】 2つの文献の関連性に関する情報を示す知的財産管理装置を提供する。

【解決手段】 知的財産管理装置は、特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項に含まれる単語と、入力部を使って単語と関連づけされた類義語を有するデータベースを記録する記録部と、データベースに基づいて、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献に含まれる単語と類義語を抽出する類義語抽出工程と、類義語抽出工程で抽出された単語と類義語の一覧表示と、類義語抽出工程で抽出された単語と類義語のうちで、入力部を使って指定された単語と指定された単語と関連づけされた類義語を強調した状態での比較対象文献の表示の少なくとも一方を行う類義語表示工程とを実行する制御部とを備える。

【選択図】 図8



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項に含まれる単語と、入力部を使って前記単語と関連づけされた類義語を有するデータベースを記録する記録部と、

前記データベースに基づいて、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献に含まれる前記単語と前記類義語を抽出する類義語抽出工程と、前記類義語抽出工程で抽出された前記単語と前記類義語の一覧表示と、前記類義語抽出工程で抽出された前記単語と前記類義語のうちで、前記入力部を使って指定された単語と前記指定された単語と関連づけされた類義語を強調した状態での前記比較対象文献の表示の少なくとも一方を行う類義語表示工程とを実行する制御部とを備えることを特徴とする知的財産管理装置。

10

【請求項 2】

前記元文献は、拒絶理由通知書に記載された拒絶理由対象となった出願の出願番号を含み、

前記比較対象文献は、前記拒絶理由通知書における拒絶理由に挙げられた引用文献であり、

前記制御部は、電子データ化された拒絶理由通知書に基づいて、前記元文献や前記比較対象文献を特定し、記録され若しくはネットワークを介して取得した前記元文献や前記比較対象文献の内容を読み取りし、前記読み取りした前記元文献や前記比較対象文献に基づいて、前記類義語抽出工程を実行することを特徴とする請求項 1 に記載の知的財産管理装置。

20

【請求項 3】

前記類義語抽出工程では、前記比較対象文献における前記入力部を使って指定された領域について、前記入力部を使って指定された請求項に含まれる単語と、前記単語の類義語の抽出が行われることを特徴とする請求項 1 に記載の知的財産管理装置。

【請求項 4】

前記関連づけは、抽出により得られた前記比較対象文献に含まれる単語が表示された状態で行われることを特徴とする請求項 1 に記載の知的財産管理装置。

【請求項 5】

特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項に含まれる単語と、入力部を使って前記単語と関連づけされた類義語を有するデータベースに基づいて、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献に含まれる前記単語と前記類義語を抽出する類義語抽出工程と、

前記類義語抽出工程で抽出された前記単語と前記類義語の一覧表示と、前記類義語抽出工程で抽出された前記単語と前記類義語のうちで、前記入力部を使って指定された単語と前記指定された単語と関連づけされた類義語を強調した状態での前記比較対象文献の表示の少なくとも一方を行う類義語表示工程を実行することを特徴とする知的財産管理プログラム。

30

40

【請求項 6】

特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項に含まれる単語と、入力部を使って前記単語と関連づけされた類義語を有するデータベースを記録する記録部と、

前記データベースに基づいて、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献において、前記元文献の請求項における特定領域に含まれる前記単語と前記単語に関連づけされた類義語を多く含む領域を抽出する類似領域抽出工程と、前記類似領域抽出工程で抽出された領域を表示する類似領域表示工程とを実行する制御部とを備えることを特徴とする知的財産管理装置。

50

【請求項 7】

前記元文献は、拒絶理由通知書に記載された拒絶理由対象となった出願の出願番号を含み、

前記比較対象文献は、前記拒絶理由通知書における拒絶理由に挙げられた引用文献であり、

前記制御部は、電子データ化された拒絶理由通知書に基づいて、前記元文献や前記比較対象文献を特定し、記録され若しくはネットワークを介して取得した前記元文献や前記比較対象文献の内容を読み取りし、前記読み取りした前記元文献や前記比較対象文献に基づいて、前記類似領域抽出工程を実行することを特徴とする請求項 6 に記載の知的財産管理装置。

10

【請求項 8】

前記制御部は、前記電子データ化された拒絶理由通知書に基づいて、前記比較対象文献において前記元文献の請求項の拒絶理由に関連する箇所を抽出する関連箇所抽出工程と、前記元文献の請求項と前記関連箇所抽出工程で抽出された箇所を表示する関連箇所表示工程とを実行することを特徴とする請求項 7 に記載の知的財産管理装置。

【請求項 9】

前記制御部は、前記元文献の請求項において改行された部分で、前記請求項の内容を区分けし、

前記制御部によって区分けされた領域のそれぞれが、前記特定領域として選択可能な状態で表示されることを特徴とする請求項 6 に記載の知的財産管理装置。

20

【請求項 10】

前記制御部によって区分けされた領域は、前記入力部を使ってさらに区分けや文字入力が可能であり、

前記制御部によって区分けされた領域、若しくはさらに前記入力部を使って区分けされたり文字入力されたりした領域のそれぞれが、前記特定領域として選択可能な状態で表示されることを特徴とする請求項 9 に記載の知的財産管理装置。

【請求項 11】

前記類似領域抽出工程では、明細書における段落番号や特許請求の範囲や実用新案登録請求の範囲の請求項番号で区分けされた領域ごとに、前記単語や前記単語に関連づけされた類義語が最も多く含まれる領域が抽出される、若しくは、単語や類義語が最も多く含まれる一定文字数の領域が抽出され、前記一定文字数の領域の文字数は、前記入力部を使って設定されることを特徴とする請求項 6 に記載の知的財産管理装置。

30

【請求項 12】

特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項における特定領域に含まれる単語を多く含む領域を、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献から抽出する類似領域抽出工程と、前記類似領域抽出工程で抽出された領域を表示する類似領域表示工程とを実行する制御部とを備えることを特徴とする知的財産管理装置。

【請求項 13】

40

特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項に含まれる単語と、入力部を使って前記単語と関連づけされた類義語を有するデータベースに基づいて、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献において、前記元文献の請求項における特定領域に含まれる前記単語と前記単語に関連づけされた類義語を多く含む領域を抽出する類似領域抽出工程と、

前記類似領域抽出工程で抽出された領域を表示する類似領域表示工程とを実行することを特徴とする知的財産管理プログラム。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】**

50

【0001】

本発明は、特許出願などに対する知的財産管理装置に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、特許文献1のように、特許出願などの拒絶理由通知から引用文献に関する情報を抽出する知的財産管理システムが提案されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2007-108844号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし、拒絶理由通知を受けた特許出願の出願文献と、拒絶理由に使われた引用文献との関係までは示されておらず、使用者が引用文献の内容を読んで出願文献との関連性を調べる必要があった。

【0005】

したがって本発明の目的は、出願文献と引用文献など2つの文献の内容を比較してその関連性に関する情報を示す知的財産管理装置または知的財産管理プログラムを提供することである。

20

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明に係る知的財産管理装置は、特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項に含まれる単語と、入力部を使って単語と関連づけされた類義語を有するデータベースを記録する記録部と、データベースに基づいて、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献に含まれる単語と類義語を抽出する類義語抽出工程と、類義語抽出工程で抽出された単語と類義語の一覧表示と、類義語抽出工程で抽出された単語と類義語のうちで、入力部を使って指定された単語と指定された単語と関連づけされた類義語を強調した状態での比較対象文献の表示の少なくとも一方を行う類義語表示工程とを実行する制御部とを備える。

30

【0007】

これにより、元文献（出願文献）の中で使用された単語やその単語に関連づけされた類義語の比較対象文献（引用文献）における使用状況（出願文献と引用文献など2つの文献の内容を比較してその関連性に関する情報）を確認することが可能になる。また、元文献の中で指定された単語や該単語に関連づけされた類義語が使用された状況を確認しながら比較対象文献（出願文献と引用文献など2つの文献の内容を比較してその関連性に関する情報）を閲覧することが可能になる。

【0008】

特許文献における単語は、ほぼ同じ意味を示すものでも、「プリンタ」と「印刷装置」のように、作成者によって異なる表現がされることがある。同じ概念の単語を自動的に抽出する形態も考えられるが、それぞれの技術分野特有の表現方法を考慮することは容易ではないし、抽出ミスにより手続補正書の誤りを見つけられないなどの問題が起こり得る。本発明では、類義語を使用者によって設定出来る。従って、使用者の手動で、必要な技術分野の表現方法を考慮した類義語のデータベースを構築出来るため、抽出ミスが起きにくい。

40

【0009】

好ましくは、元文献は、拒絶理由通知書に記載された拒絶理由対象となった出願の出願番号を含み、比較対象文献は、拒絶理由通知書における拒絶理由に挙げられた引用文献であり、制御部は、電子データ化された拒絶理由通知書に基づいて、元文献や比較対象文献

50

を特定し、記録され若しくはネットワークを介して取得した元文献や比較対象文献の内容を読み取りし、読み取りした元文献や比較対象文献に基づいて、類義語抽出工程を実行する。

【0010】

また、好ましくは、類義語抽出工程では、比較対象文献における入力部を使って指定された領域について、入力部を使って指定された請求項に含まれる単語と、単語の類義語の抽出が行われる。

【0011】

また、好ましくは、関連づけは、抽出により得られた比較対象文献に含まれる単語が表示された状態で行われる。

10

【0012】

本発明に係る知的財産管理プログラムは、特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項に含まれる単語と、入力部を使って単語と関連づけされた類義語を有するデータベースに基づいて、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献に含まれる単語と類義語を抽出する類義語抽出工程と、類義語抽出工程で抽出された単語と類義語の一覧表示と、類義語抽出工程で抽出された単語と類義語のうちで、入力部を使って指定された単語と指定された単語と関連づけされた類義語を強調した状態での比較対象文献の表示の少なくとも一方を行う類義語表示工程を実行する。

20

【0013】

本発明に係る知的財産管理装置は、特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項に含まれる単語と、入力部を使って単語と関連づけされた類義語を有するデータベースを記録する記録部と、データベースに基づいて、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献において、元文献の請求項における特定領域に含まれる単語と単語に関連づけされた類義語を多く含む領域を抽出する類似領域抽出工程と、類似領域抽出工程で抽出された領域を表示する類似領域表示工程とを実行する制御部とを備える。

【0014】

これにより、元文献（出願文献）の請求項の指定された領域の中で使用された単語や該単語に関連づけされた類義語が多く含まれる領域（類似領域）を確認しながら比較対象文献（引用文献）を見ることが可能になる。

30

【0015】

好ましくは、元文献は、拒絶理由通知書に記載された拒絶理由対象となった出願の出願番号を含み、比較対象文献は、拒絶理由通知書における拒絶理由に挙げられた引用文献であり、制御部は、電子データ化された拒絶理由通知書に基づいて、元文献や比較対象文献を特定し、記録され若しくはネットワークを介して取得した元文献や比較対象文献の内容を読み取りし、読み取りした元文献や比較対象文献に基づいて、類似領域抽出工程を実行する。

40

【0016】

さらに好ましくは、制御部は、電子データ化された拒絶理由通知書に基づいて、比較対象文献において元文献の請求項の拒絶理由に関連する箇所を抽出する関連箇所抽出工程と、元文献の請求項と関連箇所抽出工程で抽出された箇所を表示する関連箇所表示工程とを実行する。

【0017】

拒絶理由通知書には、出願文献の請求項ごとの拒絶理由の内容が記載され、拒絶理由の基となる引用文献の記載箇所に関する情報も記載されていることがあり、これらの情報に基づいて、出願文献と引用文献など2つの文献の内容を比較してその関連性に関する情報を見ることが可能になる。

50

【 0 0 1 8 】

また、好ましくは、制御部は、元文献の請求項において改行された部分で、請求項の内容を区分けし、制御部によって区分けされた領域のそれぞれが、特定領域として選択可能な状態で表示される。

【 0 0 1 9 】

さらに好ましくは、制御部によって区分けされた領域は、入力部を使ってさらに区分けや文字入力が可能であり、制御部によって区分けされた領域、若しくはさらに入力部を使って区分けされたり文字入力されたりした領域のそれぞれが、特定領域として選択可能な状態で表示される。

【 0 0 2 0 】

また、好ましくは、類似領域抽出工程では、明細書における段落番号や特許請求の範囲や実用新案登録請求の範囲の請求項番号で区分けされた領域ごとに、単語や単語に関連づけられた類義語が最も多く含まれる領域が抽出される、若しくは、単語や類義語が最も多く含まれる一定文字数の領域が抽出され、一定文字数の領域の文字数は、入力部を使って設定される。

【 0 0 2 1 】

本発明に係る知的財産管理装置は、特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項における特定領域に含まれる単語を多く含む領域を、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献から抽出する類似領域抽出工程と、類似領域抽出工程で抽出された領域を表示する類似領域表示工程とを実行する制御部とを備える。

【 0 0 2 2 】

本発明に係る知的財産管理プログラムは、特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む元文献の請求項に含まれる単語と、入力部を使って単語と関連づけされた類義語を有するデータベースに基づいて、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む比較対象文献において、元文献の請求項における特定領域に含まれる単語と単語に関連づけされた類義語を多く含む領域を抽出する類似領域抽出工程と、類似領域抽出工程で抽出された領域を表示する類似領域表示工程とを実行する。

【 発明の効果 】

【 0 0 2 3 】

以上のように本発明によれば、特許出願などの拒絶理由通知と引用文献との関連性に関する情報を示す知的財産管理システムまたは知的財産管理プログラムを提供することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 4 】

【 図 1 】 本実施形態における知的財産管理システムの構成図である。

【 図 2 】 拒絶理由通知書の内容を含む第 1 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【 図 3 】 第 1 画面が表示され、その上に、引用文献の願書の内容を含む第 2 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【 図 4 】 第 1 画面が表示され、その上に、引用文献の指定段落の内容を含む第 2 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【 図 5 】 拒絶理由通知書の内容を含む第 1 画面であって第 6 領域が強調されたものが表示された状態の表示部を示す図である。

【 図 6 】 第 3 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【 図 7 】 第 1 画面が表示され、その上に、引用文献であって、第 3 画面上で指定された段落の内容を含む第 2 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

10

20

30

40

50

【図 8】第 1 1 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【図 9】第 1 2 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【図 10】第 1 3 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【図 11】第 1 4 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【図 12】第 1 5 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【図 13】第 1 6 画面が表示された状態の表示部を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0025】

以下、本実施形態について、図を用いて説明する。本実施形態における知的財産管理システムは、入力部 1、制御部 2、記録部 3、表示部 4、プリンタ 5、及び通信部 6 を備える（図 1 参照）。 10

【0026】

入力部 1 は、キーボードやマウスなどの情報を入力する装置である。制御部 2 は、CPU などの演算装置である。記録部 3 には、入力部 1 を使った所定の操作に基づいて、制御部 2 が、電子データ化された拒絶理由通知書に対する第 1 抽出工程、第 2 抽出工程、第 1 特定工程、第 2 特定工程、リンク形成工程、算出工程、第 1 表示工程、第 2 表示工程などを実行する第 1 知的財産管理プログラムがインストールされている。また、記録部 3 は、拒絶理由通知書ファイルや、該第 1 知的財産管理プログラムを使って作成されたファイルを記録する。拒絶理由通知書は、特許出願の審査過程や、審判過程において、特許庁から出願人（またはその代理人）に送られてくる通知書を言う。 20

【0027】

表示部 4 は、拒絶理由通知書の内容（第 1 画面 P 1）、拒絶理由通知書に記載された引用文献の内容（第 2 画面 P 2）、拒絶理由通知書における指定領域と引用文献との関係（第 3 画面 P 3）を表示する。プリンタ 5 は、第 1 画面 P 1 などを印字する。通信部 6 は、ネットワークを介して通信する装置で、後述する電子データ取得工程において、特許電子図書館（IPDL：Industrial Property Digital Library）などの出願書類に関するデータベースにアクセスし、拒絶理由通知書に記載された引用文献の電子データをダウンロードする。

【0028】

なお、第 1 知的財産管理プログラムなどがインストールされる記録部 3 は、通信部 6 やネットワークを介して、制御部 2 と通信可能なサーバ（アプリケーションサービスプロバイダ）に設けられる形態であってもよい。 30

【0029】

制御部 2 は、使用者による入力部 1 を介した指示に基づいて、記録部 3 にインストールされた第 1 知的財産管理プログラムを起動し、表示部 4 に所定の表示画面（第 1 画面 P 1 ~ 第 3 画面 P 3）を表示させる。図 2 ~ 図 7 は、表示部 4 に表示される所定の表示画面（第 1 画面 P 1 ~ 第 3 画面 P 3）である。なお、第 1 画面 P 1 ~ 第 3 画面 P 3 の周囲には、ファイルの上書き保存などの所定のコマンド入力のための操作領域が設けられる（不図示）。使用者が、入力部 1 を使って、所定の操作を行うことにより、制御部 2 が、拒絶理由通知書を読み込み、拒絶理由通知書の内容に関連した引用文献の電子データをダウンロードし、これらを表示部 4 に表示させる。 40

【0030】

図 2、図 5 は、表示部 4 に、拒絶理由通知書の内容を含む第 1 画面 P 1 が表示された状態を示し、図 3、図 4、図 7 は、表示部 4 に、非アクティブで第 1 画面 P 1 が表示され、その上に、アクティブで引用文献の内容を含む第 2 画面 P 2 が表示された状態を示し、図 6 は、表示部 4 に、第 3 画面 P 3 が表示された状態を示す。

【0031】

入力部 1 を使って、所定の操作が行われると、制御部 2 は、記録部 3 に記録された html 形式の拒絶理由通知書ファイル（電子データ化された拒絶理由通知書）を読み取り、読み取った拒絶理由通知書に記載された内容の中から、引用文献に関する情報、及び所定 50

の番号や文字列を抽出し（第1抽出工程）、ネットワークを介して、引用文献の電子データを取得し（データ取得工程）、抽出した番号や文字列と引用文献における抽出した番号や文字列に関連する箇所との間のリンクを形成し（リンク形成工程）、かかるリンクが可能であることを示した状態で、拒絶理由通知書の内容を含む第1画面P1を表示部4に表示させる（第2表示工程）。

【0032】

なお、拒絶理由通知書のファイル形式はhtml形式に限るものではない。また、拒絶理由通知書ファイルの読み取りに変えて、プリントアウトされた拒絶理由通知書をスキャナで読み取って電子データ化し、光学文字認識（OCR：Optical Character Recognition）機能で、読み取った内容から文字情報を取得した上で、第1抽出工程を行う形態であってもよい。

10

【0033】

また、出願番号を入力して、IPDLなどの出願書類に関するデータベースから拒絶理由通知書のデータもダウンロード（若しくは読み取り）する形態であってもよい。例えば、入力部1を使って、所定の操作画面上で、出願番号を入力すると、制御部2は、IPDLにアクセスし、該データベースから該出願番号に対応する拒絶理由通知書を読み出し、該拒絶理由通知書の内容を読み取って、続いて、第1抽出工程、データ取得工程、リンク形成工程、第2表示工程を行う。この場合には、手元に拒絶理由通知書が無くても、出願番号を入力する操作だけで、拒絶理由通知書の内容を入手して、第1抽出工程などを行うことが可能になる。

20

【0034】

第1抽出工程では、引用文献に関する情報として、拒絶理由通知書の「引用文献等一覧」から、拒絶理由通知書上で設定された「引用文献番号」と、データ取得工程における、引用文献の「公開番号」など引用文献の電子データを取得（ダウンロード）するために必要な情報とが抽出される。

【0035】

また、所定の番号として、「引用文献：」と書かれた第1領域（図2参照）の後方に隣接する数字（「引用文献番号」）が、抽出される。「引用文献番号」が、読点（「，」若しくは「、」）を挟んで複数ある場合には、それぞれが「引用文献番号」として抽出される。

30

【0036】

また、所定の文字列として、「引用文献」と書かれた第2領域（図2参照）とその後方に隣接する数字（「引用文献番号」）、墨付き括弧が書かれた第3領域（図2参照）と第3領域に含まれた数字（「段落番号」）、「図」と書かれた第4領域（不図示）とその後方に隣接する数字（「図面番号」）、及び「請求項」と書かれた第5領域（不図示）とその後方に隣接する数字（「請求項番号」）が抽出される。

【0037】

また、引用文献が複数挙げられている場合には、制御部2は、第1抽出工程において、第3領域内の「段落番号」や、第4領域の後方に隣接する「図面番号」や、第5領域の後方に隣接する「請求項番号」が、どの引用文献のものであるかを特定する（第1特定工程）。例えば、制御部2は、拒絶理由通知書に記載された「段落番号」や「図面番号」や「請求項番号」と同じ段落内に、「引用文献」と「引用文献番号」がある場合には、該「段落番号」や、該「図面番号」や、該「請求項番号」は、該「引用文献番号」に対応するものであると判断する。

40

【0038】

図2は、「引用文献番号」として、「1」と「2」が抽出され、「引用文献」と書かれた第2領域とその後方に隣接する「引用文献番号」の組み合わせとして、「引用文献1」と「引用文献2」が抽出され、墨付き括弧が書かれた第3領域と第3領域に含まれた「段落番号」の組み合わせとして、「[0008]」が抽出された状態を示す。この場合、該「[0008]」という「墨付き括弧」と「段落番号」は、「引用文献2」に対応するもの

50

であると制御部 2 は判断する。なお、本文では、墨付き括弧として“ [] ”を用いるが、図面上では、実際の墨付き括弧を用いる。

【 0 0 3 9 】

電子データ取得工程では、制御部 2 は、通信部 6 やネットワークを介して、特許電子図書館などにアクセスし、拒絶理由通知書に記載された引用文献の電子データをダウンロードし、記録部 3 に記録する。

【 0 0 4 0 】

リンク形成工程では、「引用文献」と書かれた第 2 領域とその後方に隣接する「引用文献番号」のいずれかが、入力部 1 を使ってクリックされた場合に、「引用文献番号」に対応する引用文献の願書部分が第 2 画面 P 2 に表示される（図 3 参照）ように、リンクが形成される。

10

【 0 0 4 1 】

また、墨付き括弧が書かれた第 3 領域と第 3 領域に含まれた「段落番号」のいずれかが、入力部 1 を使ってクリックされた場合に、「段落番号」に対応する引用文献であって該引用文献における該「段落番号」に対応する段落の内容が第 2 画面 P 2 に表示される（図 4 参照）ように、リンクが形成される。

【 0 0 4 2 】

また、「図」と書かれた第 4 領域とその後方に隣接する「図面番号」のいずれかが、入力部 1 を使ってクリックされた場合に、「図面番号」に対応する引用文献であって該引用文献における該「図面番号」に対応する図面の内容が第 2 画面 P 2 に表示されるように、リンクが形成される。

20

【 0 0 4 3 】

また、「請求項」と書かれた第 5 領域とその後方に隣接する「請求項番号」のいずれかが、入力部 1 を使ってクリックされた場合に、「請求項番号」に対応する引用文献であって該引用文献における該「請求項番号」に対応する請求項の内容が第 2 画面 P 2 に表示されるように、リンクが形成される。

【 0 0 4 4 】

拒絶理由通知書の内容がアクティブの第 1 画面 P 1 に表示された状態（図 2 参照）で、入力部 1 を使って該リンクが形成された部分がクリックされると、制御部 2 は、第 1 表示工程として、第 1 画面 P 1 を非アクティブにし、該リンクが形成された部分に対応する「引用文献」の内容を示す第 2 画面 P 2 をアクティブで表示する（図 3、図 4 参照）。

30

【 0 0 4 5 】

また、拒絶理由通知書の内容がアクティブの第 1 画面 P 1 に表示された状態で、第 6 領域（図 5 参照）として、入力部 1 を使って拒絶理由通知書の一部の領域が指定された場合に、制御部 2 は、第 6 領域を強調表示（図 5 では、枠で表示）し、第 6 領域における単語を抽出し（第 2 抽出工程）、第 6 領域がどの「引用文献」のものであるかを特定し（第 2 特定工程）、特定された「引用文献」における段落ごとに、該段落において、第 2 抽出工程で抽出された単語の使用頻度を算出し（算出工程）、使用頻度が高い段落から順に、第 3 画面 P 3 の第 1 表示領域 A 1 に表示する（第 2 表示工程、図 6 参照）。

【 0 0 4 6 】

第 2 抽出工程で抽出される単語は、漢字、カタカナ、アルファベットの少なくとも 1 つを含み、且つひらがなを含まないものを示す。例えば、拒絶理由通知書に、「第 1 の物質」と書かれた場合には、この部分から、「第 1」という単語と、「物質」という 2 つの単語が抽出され、拒絶理由通知書に、「第 1 物質」と書かれた場合には、この部分から、「第 1 物質」という 1 つの単語が抽出される。

40

【 0 0 4 7 】

ただし、拒絶理由通知書には、「引用文献」に関連する記載と、関連しない記載とがある。このため、第 2 特定工程において、使用者によって指定された第 6 領域が、「引用文献」に関連しない記載である場合には、制御部 2 は、第 6 領域の強調表示を行わず、算出工程や第 2 表示工程を行わない。

50

【 0 0 4 8 】

次に、第3画面P3の詳細について説明する(図6参照)。第3画面P3は、第1～第5表示領域A1～A5を有する。

【 0 0 4 9 】

第1表示領域A1は、拒絶理由通知書における第6領域に対応する「引用文献」の段落ごとに、第6領域で抽出された単語(語句)の使用頻度に関する情報を表示する領域であり、「段落番号」、該「段落番号」に記載された内容の一部又は全部、及び各段落における使用頻度に関する情報を有し、第6領域で抽出された単語の使用頻度が高い段落から順に並べられる。

【 0 0 5 0 】

使用頻度に関する情報としては、第6領域で抽出された単語が、各段落で使用された数(単語数、図6では「キーワードの数」と表現している)、または各段落で使用された割合(合致率、例えば、計算対象段落において、第6領域で抽出された単語が含まれる文字数を、該計算対象段落の文字数で割ったもの)が考えられる。

【 0 0 5 1 】

第6領域で抽出された単語の使用頻度が高い段落は、第6領域の内容を含む説明を記載した可能性が高く、かかる段落の内容を見れば、拒絶理由通知書における第6領域に書かれている内容と、引用文献との対応関係を確認することが可能になる。

【 0 0 5 2 】

複数の段落は、線で区切られ、段落ごとに選択が可能な状態で表示される。複数の段落のうち、入力部1を使ってクリックして選択された段落が、色分けしたりするなどして他の段落と区別が出来る状態で表示される。図6では、段落[0052]が選択された状態を示す。また、第6領域で抽出された単語の使用頻度に応じて色分け表示される形態であってもよい。

【 0 0 5 3 】

制御部2は、段落ごとに算出された使用頻度に関する情報を含む第3画面P3を、段落ごとに算出された使用頻度に関する情報を表示した第7領域に対応した段落の内容をリンクして表示可能な状態で、表示部4に表示させる。具体的には、入力部1を使って第2表示領域A2の第7領域がクリックされると、制御部2は、選択された第7領域の「段落番号」に対応する「引用文献」であって該「引用文献」における該「段落番号」を含む領域を第2画面P2に表示する(図7参照)。図7では、段落[0052]と書かれた第7領域が選択され、段落[0052]を含む領域を第2画面P2に表示する状態を示す。

【 0 0 5 4 】

第3表示領域A3は、第1表示領域A1で選択された「段落番号」の段落において抽出された単語(語句)を表示する領域である。制御部2は、抽出された単語のうち、拒絶理由通知書の指定領域で使用されている単語を、使用されていない単語と区別するために、強調表示(ここでは四角枠で単語を囲む)する。

【 0 0 5 5 】

第3画面P3が表示された状態で、入力部1を使って、第3表示領域A3に表示された単語がクリックされると、制御部2は、クリックされた単語が強調された状態で、「引用文献(ここでは「引用文献1」)」の内容を表示する第2画面P2をアクティブ状態にし、第3画面P3を非アクティブ状態にする(不図示)。

【 0 0 5 6 】

入力部1を使って第4表示領域A4がクリックされると、制御部2は、第1表示領域A1で選択された「段落番号」の段落から単語(語句)を抽出する条件などを設定するために使用される画面を表示する(不図示)。入力部1を使って第5表示領域A5がクリックされると、制御部2は、第3画面P3の表示を終了し、第1画面P1をアクティブ状態にする(図5参照)。

【 0 0 5 7 】

本実施形態では、電子データ化された拒絶理由通知書の内容を読み取って、特許出願の

10

20

30

40

50

審査や審判における拒絶理由通知と引用文献との関連性に関する情報として、関連する引用文献の情報を表示することが可能になる。特に、引用文献において、所定の番号や文字列として、拒絶理由通知書で指摘されている段落、図面、請求項、指定領域（第6領域）に関連する部分を表示したり、拒絶理由通知書における指定領域（第6領域）に関連する部分を表示したりするため、拒絶理由通知書との対応関係を把握しやすい。

【0058】

ここまで、拒絶理由通知と引用文献との関連性を示す情報表示を行う形態を説明したが、次に、拒絶理由通知を受けた案件（以下、「出願文献（元文献）」とする。）の請求項と引用文献（比較対象文献）の関連性を示す情報表示を行う形態を説明する。

【0059】

なお、元文献と比較対象文献の関連性を示す情報表示は、拒絶理由を受けた案件（元文献）と引用文献（比較対象文献）との比較において特に有効であるが、2つの文献の内容を比較するのは、拒絶理由通知に基づくものに限定されるものではない。例えば、拒絶理由通知に関係なく作成した特許出願書類を元文献とし、かかる特許出願文献と比較する特許文献を比較対象文献とし、これらの関連性を示す情報表示を行うことが考えられる。

【0060】

入力部1は、キーボードやマウスなどの情報を入力する装置である。制御部2は、CPUなどの演算装置である。記録部3には、入力部1を使った所定の操作に基づいて、制御部2が、拒絶理由通知書に記載された引用文献において、出願文献の請求項に記載された単語（又は請求項における指定領域）と関連する箇所を強調表示する第2知的財産管理プログラムがインストールされている。また、記録部3は、拒絶理由通知書ファイルや、出願文献のファイルや、引用文献のファイルを記録する。第1知的財産管理プログラムと第2知的財産管理プログラムは別々の形態であってもよいし、一つのプログラムにまとめられた形態であってもよい。

【0061】

表示部4は、単語や類義語の抽出条件を設定する画面（第11画面P11）、単語ごとの類義語を設定する画面（第12画面P12）、単語や類義語を抽出した後の引用文献を表示する画面（第13画面P13）、出願文献の指定領域や引用文献における指定領域に関連する領域を表示する画面（第14画面P14）、出願文献の指定領域と関連する領域を抽出した後の引用文献を表示する画面（第15画面P15）を表示する。プリンタ5は、第13画面P13などを印字する。通信部6は、ネットワークを介して通信する装置で、後述する電子データ取得工程において、特許電子図書館（IPDL: Industrial Property Digital Library）などの出願書類に関するデータベースにアクセスし、出願文献や、拒絶理由通知書に記載された引用文献の電子データをダウンロードする。

【0062】

なお、第2知的財産管理プログラムなどがインストールされる記録部3は、通信部6やネットワークを介して、制御部2と通信可能なサーバ（アプリケーションサービスプロバイダ）に設けられる形態であってもよい。

【0063】

制御部2は、使用者による入力部1を介した指示に基づいて、記録部3にインストールされた第2知的財産管理プログラムを起動し、表示部4に所定の表示画面（第11画面P11～第15画面P15）を表示させる。図8～図12は、表示部4に表示される所定の表示画面（第11画面P11～第15画面P15）である。なお、第11画面P11～第15画面P15の周囲には、ファイルの上書き保存などの所定のコマンド入力のための操作領域が設けられる（不図示）。

【0064】

使用者が、入力部1を使って、単語や類義語の抽出を選択し、出願文献ファイルや、引用文献ファイルを指定すると、第11画面P11が表示部4に表示される。使用者が、第11画面P11若しくは第12画面P12が表示された状態で、入力部1を使って、所定の操作（出願文献の単語抽出対象の請求項の選択、引用文献における抽出対象の選択、抽

10

20

30

40

50

出する単語の指定、類義語の設定など)を行うことにより、制御部2が、指定された引用文献の中から、単語とその類義語を抽出し(類義語抽出工程)、抽出された単語やその類義語を一覧表示させたり、抽出された単語のうち指定されたものとその類義語が強調表示された状態で引用文献を表示部4に表示させたりする(類義語表示工程)。

【0065】

使用者が、入力部1を使って、出願文献における指定した領域に関連する引用文献の領域抽出を選択し、出願文献ファイルや、引用文献ファイルを指定すると、第14画面P14が表示部4に表示される。使用者が、第14画面P14が表示された状態で、入力部1を使って、所定の操作(出願文献における領域の指定、引用文献の選択など)を行うことにより、制御部2が、指定された引用文献の中から、出願文献において指定された領域で使用された単語やその類義語が多く含まれる領域を抽出し(類似領域抽出工程)、抽出された領域が強調表示された状態で引用文献を表示部4に表示させる(類似領域表示工程)。

10

【0066】

出願文献は、特許出願書類のうち少なくとも特許請求の範囲、若しくは実用新案登録出願書類のうち少なくとも実用新案登録請求の範囲を含む(例えば、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲を補正するための手続補正書など)。出願文献ファイルは、引用文献と比較させたい請求項を含む文献ファイルで、たとえば、手続補正書や出願書類や公開公報などの電子ファイルが考えられる。これらは、PDF(Portable Document Format)形式のファイルや、html形式のファイルで、使用者によって作成され、記録部3に記録されたもの、若しくは、特許電子図書館からダウンロードされ、記録部3に記録されたものが使用される。

20

【0067】

引用文献は、明細書と特許請求の範囲の少なくとも一方、若しくは明細書と実用新案登録請求の範囲の少なくとも一方を含む。引用文献ファイルは、公開公報などの電子ファイルが考えられ、PDF(Portable Document Format)形式のファイルや、html形式のファイルで、特許電子図書館からダウンロードされ、記録部3に記録されたものが使用される。

【0068】

なお、拒絶理由通知書には、拒絶理由の対象となった案件(出願文献)の出願番号と、拒絶理由に使用される引用文献の番号(公開番号など)が明記されている。また、手続補正書や、出願書類の願書にも、出願番号が明記されている。

30

【0069】

このため、記録部3に記録された拒絶理由通知書ファイル(電子データ化された拒絶理由通知書)や、手続補正書ファイルや、引用文献ファイルを読み取り、出願文献に関する情報や、引用文献に関する情報を抽出し、出願番号が一致するものを出願文献ファイルとして用い、公開番号などが一致するものを引用文献ファイルとして用いる形態であってもよい。このとき、記録部3に、該当する出願文献ファイルや引用文献ファイルが記録されていない場合には、ネットワークを介して、特許電子図書館からダウンロードされる形態であってもよい。

40

【0070】

すなわち、制御部2が、電子データ化された拒絶理由通知書に基づいて、出願文献や引用文献を特定し、記録部3などに記録され若しくはネットワークを介して取得した出願文献や引用文献の内容を読み取りし、読み取りした出願文献や引用文献に基づいて、後述する類義語抽出工程や、類似領域抽出工程を実行する。

【0071】

第11画面P11~第13画面P13の表示領域を説明しながら、類義語抽出工程や類義語表示工程を具体的に説明する。

【0072】

第11画面P11は、第1請求項選択領域A11、引用文献の抽出対象選択領域A12

50

、抽出開始ボタン領域 A 1 3、類義語一覧表示領域 A 1 4、類義語設定ボタン領域 A 1 5、第 1 引用文献参照ボタン領域 A 1 6 を有する。

【 0 0 7 3 】

第 1 請求項選択領域 A 1 1 は、出願文献における単語を抽出する対象の請求項を 1 以上選択するために使用される。

【 0 0 7 4 】

引用文献の抽出対象選択領域 A 1 2 は、引用文献における単語や類義語を抽出する領域を指定するために使用される。例えば、引用文献における請求項（特許請求の範囲）だけを抽出する対象領域として指定したり、引用文献における請求項と明細書（実施形態）の全範囲を抽出する対象領域として指定したりする。

10

【 0 0 7 5 】

抽出開始ボタン領域 A 1 3 は、出願文献における単語の抽出や、引用文献における単語や類義語の抽出を開始させるために使用され、入力部 1 を使って抽出開始ボタン領域 A 1 3 がクリックされると、制御部 2 は、出願文献の指定された請求項における単語の抽出や、引用文献の指定された領域における該単語や該単語と関連づけされた類義語の抽出を行い（類義語抽出工程）、抽出結果を類義語一覧表示領域 A 1 4 に表示させたり、抽出結果を反映させた第 1 3 画面 P 1 3 を表示させたりする（類義語表示工程）。また、制御部 2 は、出願文献の単語との関連づけの対象となる単語（類義語候補単語）を挙げるために、引用文献の中から単語を抽出し、後述する類義語候補領域 A 2 4 に表示させる。

【 0 0 7 6 】

20

出願文献の指定された請求項の中から単語を抽出する動作は、抽出開始ボタン領域 A 1 3 がクリックされて、制御部 2 が出願文献の指定された請求項における単語の抽出や、引用文献の指定された領域における該単語や該単語と関連づけされた類義語の抽出を行う時に行われるが、類義語設定ボタン領域 A 1 5 がクリックされて、制御部 2 が、第 1 1 画面 P 1 1 の表示を終了し、第 1 2 画面 P 1 2 をアクティブ状態にする時に行われてもよい。

【 0 0 7 7 】

引用文献の中から単語などを抽出する動作は 2 種類ある。1 つは、類義語を設定するために（類義語候補領域 A 2 4 に単語を列挙するために）、引用文献の中から総ての単語（類義語候補単語）を抽出する動作であり、もう 1 つは、出願文献の指定された請求項に含まれる単語や該単語の類義語だけを抽出する動作である。

30

【 0 0 7 8 】

引用文献の中から単語（類義語候補単語）を抽出する動作は、抽出開始ボタン領域 A 1 3 がクリックされて、制御部 2 が出願文献の指定された請求項における単語の抽出や、引用文献の指定された領域における該単語や該単語と関連づけされた類義語の抽出を行う時に行われるが、類義語設定ボタン領域 A 1 5 がクリックされて、制御部 2 が、第 1 1 画面 P 1 1 の表示を終了し、第 1 2 画面 P 1 2 をアクティブ状態にする時に行われてもよい。

【 0 0 7 9 】

引用文献の中から、出願文献の指定された請求項に含まれる単語や該単語の類義語を抽出する動作は、抽出開始ボタン領域 A 1 3 がクリックされて、制御部 2 が出願文献の指定された請求項における単語の抽出や、引用文献の指定された領域における該単語や該単語と関連づけされた類義語の抽出を行う時に行われるが、第 1 引用文献参照ボタン領域 A 1 6 がクリックされて、制御部 2 が、第 1 1 画面 P 1 1 の表示を終了し、第 1 3 画面 P 1 3 をアクティブ状態にする時に行われてもよい。

40

【 0 0 8 0 】

類義語一覧表示領域 A 1 4 は、出願文献の指定された請求項において抽出された単語と、引用文献の指定された領域における該単語や該単語と関連づけされた類義語の一覧を表示する領域で、「本願」と書かれた領域の下に、出願文献の指定された請求項における単語が列挙され、引用文献ごとに、該単語や該単語と関連づけされた類義語であって引用文献の指定された領域から抽出されたものが列挙される。また、類義語一覧表示領域 A 1 4 の単語が列挙された行は、それぞれ選択可能な状態にされており、入力部 1 を使ってクリ

50

ックされた行の単語が、指定された単語（指定単語）にされる。指定された単語は、第 1 引用文献参照ボタン領域 A 1 6 がクリックされて引用文献を表示する際に利用される。

【 0 0 8 1 】

類義語設定ボタン領域 A 1 5 は、出願文献の指定された請求項で抽出された単語と関連づける類義語の設定（シソーラスの設定）を行うために使用され、入力部 1 を使って類義語設定ボタン領域 A 1 5 がクリックされると、制御部 2 は、第 1 1 画面 P 1 1 の表示を終了し、第 1 2 画面 P 1 2 をアクティブ状態にする（図 9 参照）。

【 0 0 8 2 】

第 1 引用文献参照ボタン領域 A 1 6 は、引用文献を拡大表示させるために使用され、入力部 1 を使って第 1 引用文献参照ボタン領域 A 1 6 がクリックされ、引用文献が複数ある場合にはさらに別画面で参照する引用文献が選択されると、制御部 2 は、第 1 1 画面 P 1 1 の表示を終了し、第 1 3 画面 P 1 3 をアクティブ状態にする（図 1 0 参照）。このとき、引用文献は、出願文献の指定された請求項で抽出された単語のうち類義語一覧表示領域 A 1 4 で指定された単語、及び該指定された単語と関連づけられた類義語が強調された状態で表示される。

【 0 0 8 3 】

第 1 2 画面 P 1 2 は、単語選択領域 A 2 1、登録済類義語表示領域 A 2 2、登録削除ボタン領域 A 2 3、類義語候補領域 A 2 4、登録追加ボタン領域 A 2 5、類義語追加ボタン領域 A 2 6、OK ボタン領域 A 2 7、キャンセルボタン領域 A 2 8 を有する。

【 0 0 8 4 】

単語選択領域 A 2 1 は、出願文献の指定された請求項で抽出された単語の中から、類義語設定する単語を選択するために使用される。なお、単語選択領域 A 2 1 で選択可能な単語は、出願文献の指定された請求項で抽出された単語だけに限定される形態でもよいし、後述する単語と類義語の関連性を示すデータベースに登録された他の単語も含まれる形態であってもよい。

【 0 0 8 5 】

登録済類義語表示領域 A 2 2 は、単語選択領域 A 2 1 で選択された単語や、該単語に関連づけられた類義語を列挙する領域であり、類義語の抽出では、指定された引用文献の中から、かかる登録済類義語表示領域 A 2 2 に列挙された類義語が抽出される。登録済類義語表示領域 A 2 2 は、単語や類義語が選択可能な状態にされており、入力部 1 を使って選択された単語または類義語が、登録削除ボタン領域 A 2 3 をクリックした時の削除対象にされる。

【 0 0 8 6 】

登録削除ボタン領域 A 2 3 は、登録済類義語表示領域 A 2 2 に列挙された単語や類義語のうち選択されたものを削除するために使用され、入力部 1 を使って登録削除ボタン領域 A 2 3 がクリックされると、制御部 2 は、登録済類義語表示領域 A 2 2 で選択された単語又は類義語を、単語に関連づけられた類義語から削除する。

【 0 0 8 7 】

類義語候補領域 A 2 4 は、総ての引用文献の中から抽出された単語を列挙する領域であり、類義語として登録するか否かの判断に利用される。類義語候補領域 A 2 4 は、単語が選択可能な状態にされており、入力部 1 を使って選択された単語が、登録追加ボタン領域 A 2 5 をクリックした時の類義語登録対象にされる。

【 0 0 8 8 】

登録追加ボタン領域 A 2 5 は、類義語候補領域 A 2 4 に列挙された単語のうち選択されたものを類義語として登録するために使用され、入力部 1 を使って登録追加ボタン領域 A 2 5 がクリックされると、制御部 2 は、類義語候補領域 A 2 4 で選択された単語を、単語選択領域 A 2 1 で選択された単語に関連づけられた類義語として登録し、登録済類義語表示領域 A 2 2 に追加する。

【 0 0 8 9 】

類義語追加ボタン領域 A 2 6 は、引用文献の中から抽出されていないが、類義語として

10

20

30

40

50

登録したい単語がある場合に使用され、入力部 1 を使って類義語追加ボタン領域 A 2 6 がクリックされると、制御部 2 は、単語選択領域 A 2 1 で選択された単語に関連づけする単語を入力する別画面（不図示）を表示する。入力部 1 を使って、かかる別画面上で関連づけする単語が設定されると、制御部 2 は、かかる単語を、単語選択領域 A 2 1 で選択された単語に関連づけされた類義語として登録し、登録済類義語表示領域 A 2 2 に追加する。

【0090】

入力部 1 を使って、OK ボタン領域 A 2 7 がクリックされると、制御部 2 は、登録済類義語表示領域 A 2 2 に挙げられた類義語を、単語選択領域 A 2 1 で選択された単語に関連づけされた状態で、記録部 3 に記録する。すなわち、特定の単語と、該単語と関連づけされた類義語のデータベース（単語と類義語の関連性を示すデータベース）が記録部 3 に蓄積される。また、制御部 2 は、第 1 2 画面 P 1 2 の表示を終了し、第 1 1 画面 P 1 1 をアクティブ状態にする。

10

【0091】

かかる類義語のデータベースは、抽出開始ボタン領域 A 1 3 がクリックされた時に行われる引用文献における単語や類義語の抽出に利用される。データベースに類義語が蓄積されていない状態で、抽出開始ボタン領域 A 1 3 がクリックされた場合には、引用文献における類義語の抽出は行われず、引用文献における出願文献の指定された請求項における単語と同じものだけが抽出される。また、データベースに類義語が蓄積された状態で、抽出開始ボタン領域 A 1 3 がクリックされた場合には、引用文献における出願文献の指定された請求項における単語と同じものや、該単語に関連づけされた類義語が抽出される。

20

【0092】

入力部 1 を使って、キャンセルボタン領域 A 2 8 がクリックされると、登録済類義語表示領域 A 2 2 に挙げられた単語や類義語の記録をしないで、制御部 2 は、第 1 2 画面 P 1 2 の表示を終了し、第 1 1 画面 P 1 1 をアクティブ状態にする。

【0093】

図 9 は、単語選択領域 A 2 1 で、「プリンタ」という単語が選択され、その類義語として、「画像形成装置」と「プリンター」と「印刷」が登録された状態を示す。

【0094】

第 1 3 画面 P 1 3 は、選択された引用文献を、出願文献の指定された請求項で抽出された単語のうち類義語一覧表示領域 A 1 4 で指定された単語、及び該指定された単語と関連づけされた類義語が強調された状態で表示する。類義語は、登録済類義語表示領域 A 2 2 で登録されたものであり、単語や類義語ごとに違う強調表示形態（たとえば色分けされた状態）で表示される。

30

【0095】

図 10 は、出願文献の指定された請求項で抽出された単語のうち類義語一覧表示領域 A 1 4 で指定された単語である「プリンタ」と、該指定された単語と関連づけされた類義語である「画像形成装置」や「印刷」が異なる書式の枠で囲った表示が行われた状態で引用文献 1 を表示する。

【0096】

また、第 3 画面 P 1 3 では、「図」と書かれた領域とその後方に隣接する「図面番号」のいずれかが、入力部 1 を使ってクリックされた場合に、「図面番号」に対応する引用文献であって該引用文献における該「図面番号」に対応する図面の内容が表示されるように、リンクが形成される。

40

【0097】

出願文献から抽出される単語や、引用文献から抽出される類義語候補となる単語は、漢字、カタカナ、アルファベットの少なくとも 1 つを含み、且つひらがなを含まないものを示す。例えば、出願文献に、「第 1 の物質」と書かれた場合には、この部分から、「第 1」という単語と、「物質」という 2 つの単語が抽出され、出願文献に、「第 1 物質」と書かれた場合には、この部分から、「第 1 物質」という 1 つの単語が抽出される。ただし、一定のひらがなを含むものを単語として認識する形態であってもよい。

50

【0098】

これにより、出願文献の指定された請求項の中で使用された単語やその単語に関連づけられた類義語の引用文献における使用状況（出願文献と引用文献など2つの文献の内容を比較してその関連性に関する情報）を確認することが可能になる。また、出願文献の指定された請求項の中で指定された単語や該単語に関連づけられた類義語が使用された状況を確認しながら引用文献（出願文献と引用文献など2つの文献の内容を比較してその関連性に関する情報）を閲覧することが可能になる。特に、手続補正書における補正後の請求項に使用された単語や類義語が引用文献の中でどのように使用されているかを確認することにより、補正後の請求項に記載された発明と、引用文献との違いの有無を確認しやすくなる。

10

【0099】

特許文献における単語は、ほぼ同じ意味を示すものでも、「プリンタ」と「印刷装置」のように、作成者によって異なる表現がされることがある。同じ概念の単語を自動的に抽出する形態も考えられるが、それぞれの技術分野特有の表現方法を考慮することは容易ではないし、抽出ミスにより手続補正書の誤りを見つけられないなどの問題が起こり得る。本実施形態では、類義語を使用者によって設定出来る。従って、使用者の手動で、必要な技術分野の表現方法を考慮した類義語のデータベースを構築出来るため、抽出ミスが起きにくい。

【0100】

次に、第14画面P14、第15画面P15の表示領域を説明しながら、類似領域抽出工程や類似領域表示工程を具体的に説明する。

20

【0101】

第14画面P14は、第2請求項選択領域A31、請求項表示領域A32、引用文献選択領域A33、第1引用文献表示領域A34、第2引用文献参照ボタン領域A36を有する（図11参照）。

【0102】

第2請求項選択領域A31は、出願文献における引用文献と比較する請求項を選択するために使用される。

【0103】

請求項表示領域A32は、第2請求項選択領域A31で選択された請求項の内容を、段落ごとに区切って、表示する領域（請求項の構成要件ごとに区分けして表示する領域）である。それぞれの段落は、選択可能な状態にされており、入力部1を使ってクリックされた領域（特定領域）は、類似領域抽出工程に使用される。

30

【0104】

すなわち、入力部1を使って、請求項表示領域A32に表示された請求項の段落を含む領域がクリックされると、制御部2は、かかる領域（特定領域）を強調表示し、ここに含まれる段落から単語を抽出し、抽出された単語とかかる単語に関連づけられた類義語を多く含む領域（類似領域）を引用文献の中から抽出し（類似領域抽出工程）、かかる単語や類義語を多く含む領域を強調表示した状態で、引用文献の内容を第1引用文献表示領域A34に表示させる（類似領域表示工程）。

40

【0105】

類似領域抽出工程では、段落番号や請求項番号で区分けされた領域ごとに、単語や類義語が最も多く含まれる領域が抽出される形態であってもよいし、単語や類義語が最も多く含まれる一定文字数の領域が抽出される形態であってもよい。一定文字数は、入力部1を使って任意に設定した文字数である。また、類似領域抽出工程では、類義語の抽出を省略し、請求項の指定された段落における単語を多く含む領域を抽出する形態であってもよい。

【0106】

請求項の区分け（請求項の構成要件ごとの分割）は、請求項の内容を読み取って、改行された場所を判別して自動的に行う形態も考えられるが、入力部1を使って、手動で、区

50

分けを行う形態であってもよい。

【0107】

さらに、入力部1を使って、請求項表示領域A32に直接文字を入力して、請求項の内容を変更出来、変更された内容で、分けられた領域について、類似領域抽出工程が実行される形態であってもよい。すなわち、制御部2によって自動的に分けられた領域は、入力部1を使ってさらに分けや文字入力が可能であり、制御部2によって分けられた領域、若しくはさらに入力部1を使って分けされたり文字入力されたりした領域のそれぞれが、特定領域として選択可能な状態で請求項表示領域A32に表示される。この場合には、第1引用文献表示領域A34に表示している引用文献との関連性を見ながら、請求項の内容を調整することが可能になる。

10

【0108】

引用文献選択領域A33は、類似領域を抽出する引用文献を選択するために使用される。

【0109】

第1引用文献表示領域A34は、出願文献の指定された請求項の特定領域から抽出された単語やその類義語が多く含まれる引用文献の領域(類似領域)を強調表示した状態で、引用文献を表示する領域である。

【0110】

図11は、請求項2の2番目の段落「前記画像形成用データを構成するオブジェクトの中に特定種類のオブジェクトが存在するか否かを判断する判断手段と、」が選択され、請求項表示領域A32に枠で囲った強調表示が行われた状態を示す。また、かかる段落から抽出された単語や該単語に関連づけられた類義語を多く含む領域(類似領域)として、引用文献2における領域「カラープリントする画像のオブジェクトの種類毎に設定されており、オブジェクトに該当する前記色処理用のプロファイルが選択され、」が抽出され、第1引用文献表示領域A34に枠で囲った強調表示が行われた状態を示す。

20

【0111】

第2引用文献参照ボタン領域A36は、引用文献を拡大表示させるために使用され、入力部1を使って第2引用文献参照ボタン領域A36がクリックされると、制御部2は、第14画面P15の表示を終了し、第15画面P15をアクティブ状態にする(図12参照)。このとき、引用文献は、類似領域が強調された状態で表示される。

30

【0112】

これにより、出願文献の指定された請求項の指定された領域(特定領域)の中で使用された単語や該単語に関連づけられた類義語が多く含まれる領域(類似領域)を確認しながら引用文献(出願文献と引用文献など2つの文献の内容を比較してその関連性に関する情報)を見ることが可能になる。特に、手続補正書における補正後の請求項に使用された単語や類義語を引用文献の中で確認することにより、補正後の請求項に記載された発明と、引用文献との違いの有無を確認することが可能になる。

【0113】

第14画面P14では、請求項表示領域A32での出願文献の請求項と、第1引用文献表示領域A34での指定された引用文献における関連箇所とを比較表示する。第1引用文献表示領域A34での指定された引用文献における関連箇所の表示は、出願文献の請求項の特定領域の内容と類似する領域(類似領域)の抽出に基づくものでも良いが、第16画面P16に示すように、拒絶理由通知書に記載された内容に基づくものであってもよい。

40

【0114】

第16画面P16は、第2請求項選択領域A31、請求項表示領域A32、第2引用文献表示領域A44を有する(図13参照)。第2請求項選択領域A31、請求項表示領域A32の構成は、第14画面P14のものと同様である。

【0115】

第2引用文献表示領域A44は、請求項表示領域A32に表示された請求項の各構成要件(特定領域)に対応する引用文献の関連箇所を列挙する。拒絶理由通知書には、出願文

50

献の請求項ごとに対応する引用文献の段落番号や請求項番号が記載されていることがあり、制御部 2 が拒絶理由通知書から、これらの情報（引用文献の段落番号など）を読み取った場合に、第 2 引用文献表示領域 A 4 4 の内容が表示される。

【 0 1 1 6 】

すなわち、制御部 2 は、電子データ化された拒絶理由通知書を読み取り、読み取った内容に基づいて、引用文献（比較対象文献）において出願文献（元文献）の請求項の拒絶理由に関連する箇所を抽出する関連箇所抽出工程と、出願文献（元文献）の請求項と関連箇所抽出工程で抽出された箇所を含む第 1 6 画面 P 1 6 を表示部 4 に表示させる関連箇所表示工程とを実行する。

【 0 1 1 7 】

拒絶理由通知書には、出願文献の請求項ごとの拒絶理由の内容が記載され、拒絶理由の基となる引用文献の記載箇所に関する情報も記載されていることがあり、これらの情報に基づいて、出願文献と引用文献など 2 つの文献の内容を比較してその関連性に関する情報を見ることが可能になる。

【 0 1 1 8 】

拒絶理由通知書に、請求項の構成要件（請求項における請求項表示領域 A 3 2 で区分けされた特定領域）ごとに対応する引用文献の段落番号などが記載されている場合には、構成要件（特定領域）のそれぞれに対して引用文献における関連箇所が表示される。

【 0 1 1 9 】

ただし、拒絶理由通知書に、請求項ごとに対応する引用文献の段落番号などが記載されているが、請求項の構成要件ごとに対応する引用文献の段落番号などが記載されていない場合には、構成要件のそれぞれに表示される引用文献の関連箇所の内容は同じものになる。また、拒絶理由通知書に、請求項ごとに対応する引用文献の段落番号などが記載されていない場合には、第 2 引用文献表示領域 A 4 4 には、引用文献の内容は表示されない。

【 0 1 2 0 】

例えば、第 1 画面 P 1（図 2 参照）に示すような拒絶理由通知書の場合には、請求項の構成要件ごとに対応する引用文献の段落番号などが記載されていない。また、請求項 1、1 1、2 1 については、引用文献（引用文献 1）の段落番号も記載されていないため、これらの請求項については、第 2 引用文献表示領域 A 4 4 には、引用文献の関連箇所の表示は行われない。請求項 4、5、6、9、1 0、1 4、1 5、1 6、1 9、2 0、2 4、2 5、2 6、2 9、3 0 については、引用文献 2 の段落番号 [0 0 0 8] が記載されており、これらの請求項については、第 2 引用文献表示領域 A 4 4 には、引用文献の関連箇所として段落番号 [0 0 0 8] の内容が表示される。

【 0 1 2 1 】

なお、第 1 6 画面 P 1 6 の画面表示（出願文献に関連する複数の引用文献の領域表示）は、拒絶理由通知書に基づいて行われるものであってもよいが、請求項表示領域 A 3 2 に表示された請求項の内容に基づいても可能である。この場合、制御部 2 は、請求項表示領域 A 3 2 に表示された請求項の構成要件（請求項における請求項表示領域 A 3 2 で区分けされた領域：特定領域）ごとに、かかる構成要件に含まれる単語を抽出し、抽出された単語とかかる単語に関連づけられた類義語を多く含む領域（類似領域）を各引用文献の中から抽出し（類似領域抽出工程）、かかる単語や類義語を多く含む領域を、引用文献ごとに列挙する形で、第 2 引用文献表示領域 A 4 4 に表示させる（類似領域表示工程）。拒絶理由通知書の内容にかかわらず（拒絶理由通知の中で、構成要件（特定領域）ごとに引用文献の関連箇所を明記していなかったとしても）、構成要件（特定領域）ごとに、引用文献の関連箇所を表示させることが可能になる。

【 符号の説明 】

【 0 1 2 2 】

- 1 入力部
- 2 制御部
- 3 記録部

10

20

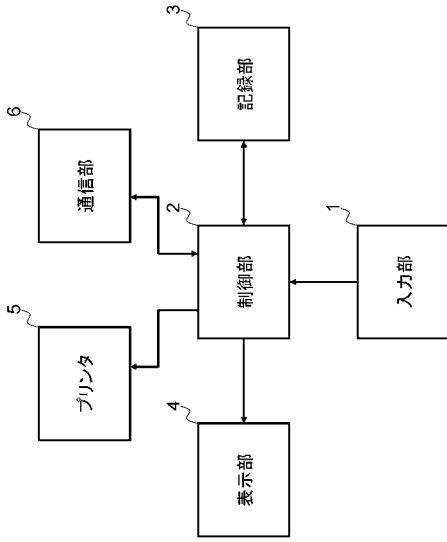
30

40

50

4	表示部	
5	プリンタ	
6	通信部	
A 1 ~ A 5	第 1 ~ 第 5 表示領域 (第 3 画面)	
A 1 1	第 1 請求項選択領域	
A 1 2	引用文献の抽出対象選択領域	
A 1 3	抽出開始ボタン領域	
A 1 4	類義語一覧表示領域	
A 1 5	類義語設定ボタン領域	
A 1 6	第 1 引用文献参照ボタン領域	10
A 2 1	単語選択領域	
A 2 2	登録済類義語表示領域	
A 2 3	登録削除ボタン領域	
A 2 4	類義語候補領域	
A 2 5	登録追加ボタン領域	
A 2 6	類義語追加ボタン領域	
A 2 7	OK ボタン領域	
A 2 8	キャンセルボタン領域	
A 3 1	第 2 請求項選択領域	
A 3 2	請求項表示領域	20
A 3 3	引用文献選択領域	
A 3 4	第 1 引用文献表示領域	
A 3 6	第 2 引用文献参照ボタン領域	
A 4 4	第 2 引用文献表示領域	
P 1 ~ P 3	第 1 ~ 第 3 画面	
P 1 1 ~ P 1 6	第 1 1 ~ 第 1 6 画面	

【図 1】



【図 3】

拒絶理由通知書

この出願の下記の請求の引行物に記載された発明は、その出願前にその発明とができたものであるから、記(引用文献等)について、

・請求項 1、11、21
 ・引用文献 1
 ・特許 4-6、9、10、14-16、19、20、24-26、29、30
 ・請求項 2、3、12、13、22、23
 ・引用文献 1、2

【F】

G06F 17/21 539 A
 17/22 522 U
 19/00 300 G

【請求項】未請求
 【出願形態】OL
 【全頁数】11
 【請求項】11
 (21)【出願番号】特開2000-288195(P2000-288195)
 (22)【出願日】平成12年9月22日(2000.9.22)
 (71)【出願人】
 【請求項】1399021943
 【発明名称】アイビースリーパー株式会社
 【住所】東京都目黒区新田町三丁目1番地1
 【発明者】
 【氏名】藤澤 正人
 【住所】東京都目黒区新田町三丁目1番地1 アイビースリーパー株式会社内

【図 2】

拒絶理由通知書

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において開示された下記の引行物に記載された発明又は従来技術を通じて公衆に利用可能となった発明に基づいて、その出願前にその発明の専有する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を授けられない。

記(引用文献等)については引用文献等(一覽参照)

・請求項 1、11、21
 ・引用文献 1
 ・特許 4-6、9、10、14-16、19、20、24-26、29、30
 ・請求項 2、3、12、13、22、23
 ・引用文献 1、2

【第1領域】

メッシュを順次読み出し、読み出されたメッシュを表示し、表示されたメッシュに対する回答の入力を受け付け、入力された回答群を出力する技術が記載されており(第2頁左下及び右中間)、請求項に係る発明と引用文献1に記載された発明に、特別の差異は認められない。

【第2領域】

請求項 2、3、12、13、22、23
 ・請求項 2、3、12、13、22、23
 ・引用文献 1、2

【第3領域】

請求項 4-6、9、10、14-16、19、20、24-26、29、30
 ・請求項 4-6、9、10、14-16、19、20、24-26、29、30
 ・引用文献 1、2

この出願の請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において開示された下記の引行物に記載された発明又は従来技術を通じて公衆に利用可能となった発明に基づいて、その出願前にその発明の専有する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を授けられない。

【図 4】

拒絶理由通知書

この出願の下記の請求の引行物に記載された発明は、その出願前にその発明とができたものであるから、記(引用文献等)について、

・請求項 1、11、21
 ・引用文献 1
 ・特許 4-6、9、10、14-16、19、20、24-26、29、30
 ・請求項 2、3、12、13、22、23
 ・引用文献 1、2

【第1領域】

メッシュを順次読み出し、読み出されたメッシュを表示し、表示されたメッシュに対する回答の入力を受け付け、入力された回答群を出力する技術が記載されており(第2頁左下及び右中間)、請求項に係る発明と引用文献1に記載された発明に、特別の差異は認められない。

【第2領域】

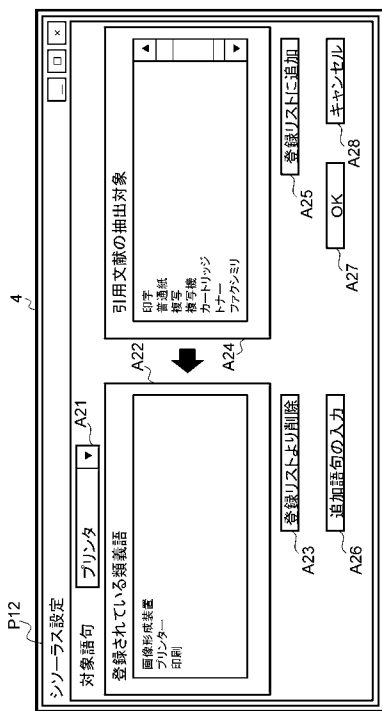
請求項 2、3、12、13、22、23
 ・請求項 2、3、12、13、22、23
 ・引用文献 1、2

【第3領域】

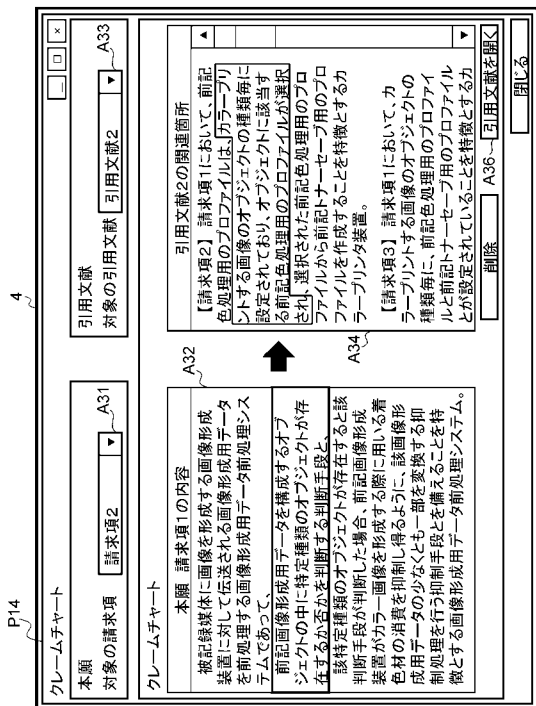
請求項 4-6、9、10、14-16、19、20、24-26、29、30
 ・請求項 4-6、9、10、14-16、19、20、24-26、29、30
 ・引用文献 1、2

この出願の請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において開示された下記の引行物に記載された発明又は従来技術を通じて公衆に利用可能となった発明に基づいて、その出願前にその発明の専有する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を授けられない。

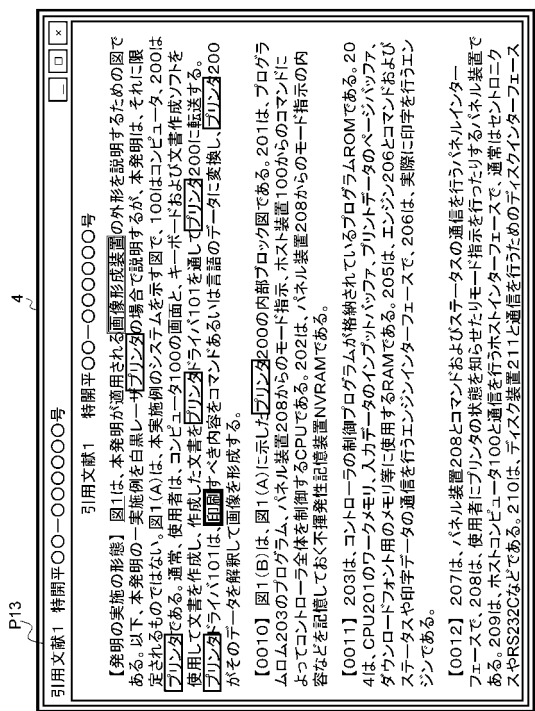
【 図 9 】



【 図 1 1 】



【 図 1 0 】



【 図 1 2 】

